

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）</p> <p>（前 略） （特別休暇の事由及び期間）</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>(16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(17) 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>（後 略）</p>	<p>（特別休暇の事由及び期間）</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(14) (同 左)</p> <p>(15) <u>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p><u>ア 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(16) (同 左)</p> <p>(17) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u> 必要と認められる期間</p>

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）</p> <p>（前 略） （年次休暇以外の休暇）</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(4) 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(5) } (略) (6) }</p> <p>(7) 地震、水害、火災その他の災害により有期雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>(8) (略)</p> <p>（後 略）</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第6号及び第7号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) <u>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、有期雇用教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</u></p> <p><u>ア 有期雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該有期雇用教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 有期雇用教職員及び当該有期雇用教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該有期雇用教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、有期雇用教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(6) } (同 左) (7) }</p> <p>(8) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）</p> <p>（前 略） （年次休暇以外の休暇）</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第5号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、<u>第6号</u>に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(4) <u>地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(5) } (略) (6) }</p> <p>(7) <u>地震、水害、火災その他の災害により時間雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>（後 略）</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、<u>第7号</u>に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) <u>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、時間雇用教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</u></p> <p>ア <u>時間雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該時間雇用教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p>イ <u>時間雇用教職員及び当該時間雇用教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該時間雇用教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、時間雇用教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(6) } (同 左) (7) }</p> <p>(8)・(9) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月19日から施行する。</p>